

宇治市のかいごほけんだより

2016年6月 No.28 保存版
発行 宇治市介護保険課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33
電話番号 22-3141(代)
URL http://www.city.uji.kyoto.jp

6月中旬、介護保険料額納入通知書を送付します

6月中旬に送付する「介護保険料額納入通知書」は、平成28年度に第1号被保険者(65歳以上の人)が納める介護保険料額・保険料段階(第1～15段階)・納め方などをお知らせするものです。今号に介護保険料の詳しい内容を掲載します。必ず保存しましょう。

圧着はがきで送付します

- 「介護保険料額納入通知書」を圧着はがきで送付します。
- ◆対象者・・・市内在住で支払方法が、次のいずれかに該当する人
 - 特別徴収(年金からの差引き)で納める人
 - 口座振替で納める人
 - 年度内に上記の両方で納める人
 - ♣上記以外の人(納付書で納める人や送付先を市外に設定する人など)は、封書で送付します。

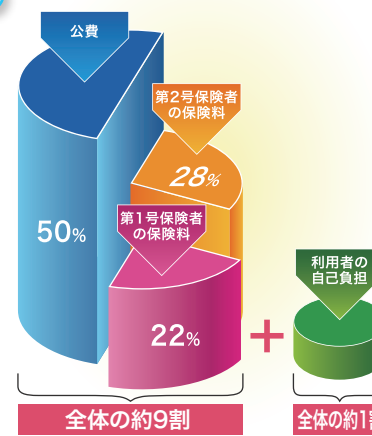


介護保険の財源～介護保険料の使い道～

第1号被保険者(65歳以上の人)が納めた介護保険料は、主に65歳以上の皆さんが介護保険サービスを利用したときの費用に使われます(訪問介護<ホームヘルプ>や通所介護<デイサービス>の利用料、介護老人福祉施設<特別養護老人ホーム>の入所による利用料など)。なお、介護保険サービスの総費用の内訳は、次のとおりです。

- ◆全体の約9割
 - 国や都道府県、市区町村が負担する「公費」(50%)
 - 65歳以上の人(第1号被保険者)が納める「介護保険料(第1号被保険者)」(22%)
 - 40～64歳の人(第2号被保険者)が納める「介護保険料(第2号被保険者)」(28%)
- ◆全体の約1割
 - 利用者の自己負担(原則1割負担。一定以上所得者は2割負担)

介護保険サービスの総費用の内訳



**宇治局
料金後納
郵便**

親展

見本

郵便はがき

平成28年度 介護保険料額納入通知書

●平成28年6月1日号の「宇治市のかいごほけんだより」も併せてご覧ください。

お問い合わせは

〒611-8501
宇治市宇治琵琶33番地
宇治市役所 介護保険課 TEL:0774-22-3141(代)

☞ここからお開けください。
(雨等で濡れた場合は乾かしてからゆっくりはがしてください)

▲6月中旬に、「圧着はがき」で送付します。見落としのないようご注意ください。

皆さんが安心して介護保険サービスの利用ができるように、介護保険料は必ず納めましょう。

介護保険料の決まり方

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料の算出過程は、次のとおりです。

- ①宇治市の介護保険サービスにかかる総費用などから、「基準額※4」を決めます。
- ②その基準額をもとに、所得に応じて段階別に保険料を決めます。上記の算出過程をもとに、第6期(平成27～29年度)の介護保険料を右表のとおり設定しました。

第6期の介護保険料では、国や都道府県、市区町村が負担する「公費」(50%)とは別枠で公費を投入し、低所得者の介護保険料の軽減を行いました。

※1：老齢福祉年金
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金。
※2：合計所得金額
純損失または雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得額及び退職所得金額の合計額。
※3：公的年金等収入額
国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のこと。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等の非課税年金は含まず。
※4：基準額
各保険料段階において保険料を決める基準となる額のこと。

宇治市の介護保険サービス総費用のうち
第1号被保険者負担分(22%)
基準額(年額) = 宇治市の第1号被保険者の人数

●第6期(平成27～29年度)の介護保険料

保険料段階	対象者	基準額に 対する割合	保険料額 (年額)
第1段階	●生活保護受給者		
第2段階	●住民税非課税世帯で、本人・非課税世帯・非課税 ●老齢福祉年金 ^{※1} 受給者 ●本人の合計所得金額 ^{※2} と公的年金等収入額の合計が80万円以下	0.40	24,920円
第3段階	●本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が120万円を超える	0.60	37,380円
第4段階	●本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下	0.70	43,610円
第5段階	●本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円を超える	0.80	49,840円
第6段階	●合計所得金額が125万円以下	基準額 ^{※4}	62,300円
第7段階	●合計所得金額が125万円を超え200万円未満	1.10	68,530円
第8段階	●合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.30	80,990円
第9段階	●合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.65	102,800円
第10段階	●合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.95	121,490円
第11段階	●合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.10	130,830円
第12段階	●合計所得金額が600万円以上750万円未満	2.25	140,180円
第13段階	●合計所得金額が750万円以上900万円未満	2.40	149,520円
第14段階	●合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	2.55	158,870円
第15段階	●合計所得金額が1,000万円以上	2.70	168,210円
	●合計所得金額が1,000万円以上	2.95	183,790円

介護保険料額の納め方

介護保険料の納め方は2種類あり、原則、特別徴収(年金からの差引き)で納めます。ただし、資格取得(65歳に到達または他市区町村から転入)した年度は、普通徴収(納付書または口座振替)で納めます。納め方は、法令にもとづき決定されるため、申し出により変更できません。ただし、年度途中で介護保険料額に変更があった場合などは、特別徴収を普通徴収に変更することや特別徴収と普通徴収を同時に行うことがあります。

特別徴収(年金からの差引き)

- 前年度も特別徴収の人
引き続き、平成29年2月までの各年金受給日に介護保険料を差し引きます。
 - 新しく特別徴収が開始される人
平成29年2月までの各年金受給日(最大6回)に介護保険料を差し引きます。
- なお、今年度の後半(平成28年10月以降)から特別徴収が開始される人は、年間の介護保険料額の2分の1を今年度前半(平成28年6～9月)に普通徴収(納付書または口座振替)で納め、残りの2分の1を今年度後半(平成28年10月～平成29年2月)に年金から差し引きます。



平成29年4・6・8月の特別徴収の介護保険料額は、6月中旬に圧着はがきで送付する「介護保険料額納入通知書」に記載された2月の金額と同額を差し引きます。

年度途中で介護保険料額の変更

- ◆被保険者資格を喪失した場合(転出や死亡)
宇治市の被保険者であった期間(月単位)に応じて介護保険料を精算し、変更後の通知書を改めて送付します。
- ◆住民税の課税状況等の変更により保険料段階が変更した場合
介護保険料の算定基礎(根拠)となる住民税の情報に変更があった場合は、変更後の通知書を改めて送付します。

介護保険料の減額制度

宇治市では、低所得者の介護保険料の負担軽減を図るため、申請により減額を行う制度を設けています。減額の申請を希望する人は、電話などで介護保険課へ事前にご相談ください。

- ◆対象者・・・次のすべてに該当する人を第1段階に減額します。
 - 保険料段階が、第2段階または第3段階
 - 本人を含む世帯全員の前年収入の合計が右表の基準を満たしている
 - ♣収入には非課税年金(遺族年金、障害年金など)も含まれます。
 - ♣前年収入とは、平成28年度介護保険料の場合、平成27年1～12月の収入です。
 - 他世帯の人の所得税・住民税の扶養控除あるいは医療保険の被扶養者となっていない
 - 第1号被保険者が現に居住している資産の評価額が1,800万円以下であり、第1号被保険者が属する世帯が居住用資産以外に土地・家屋を所有していない
 - 預貯金の合計額が単身世帯で350万円以下(世帯人数が1人増えるごとに100万円を加算)

- ◆持ち物・・・上記の対象者が申請時に必要なものは、次のとおりです。
 - 前年収入がわかるもの(年金額振込通知書・給与明細など)
 - 認印
 - 健康保険被保険者証
 - 預貯金通帳(申請日時点で記帳を済ませたもの)

介護保険料を滞納していると

特別な事情がないにもかかわらず介護保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次の措置がとられます。

- 1年以上滞納すると
介護保険サービスの費用がいったん全額自己負担となります。申請により、あとで保険給付分(9割または8割※8)が払い戻しになります。
- 1年6カ月以上滞納すると
介護保険サービスの費用がいったん全額自己負担となり、申請後に払い戻される保険給付分の一部または全部が差し止められます。その後も滞納が続いた場合は、差し止められた保険給付分が、滞納していた介護保険料分が差し引かれることもあります。
- 2年以上滞納すると
介護保険サービスを利用した際の利用者の自己負担(1割または2割※8)が、3割になったり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。

※8：一定以上所得者の介護保険サービス費用の自己負担は2割。

普通徴収(納付書または口座振替)

年間の介護保険料額を1～10期(6月～翌年3月)に分けて毎月納めます。

- 納付書で納める人
6月中旬に封書で送付する「介護保険料額納入通知書」に同封されている納付書で、取扱金融機関や提携コンビニエンスストア、介護保険課窓口で納めてください。なお、口座振替を希望する人は、下表の申し込み方法をご覧ください。
- 口座振替の申し込み方法
6月中旬に圧着はがきで送付する「介護保険料額納入通知書」に記載された金額を口座から引き落とします。

	口座振替依頼書 ^(※5) で申し込む	キャッシュカードで 申し込む
申し込み窓口	取扱金融機関 (依頼書に記載)	介護保険課
取扱金融機関	18銀行 (依頼書に記載)	4銀行 (京都銀行・京都中央信用金庫・ 京都信用金庫・ゆうちょ銀行)
持ち物	◎預貯金通帳 ◎通帳届け出印 ◎納付書 ^(※6)	◎キャッシュカード ◎届け出人の本人確認できるもの (運転免許証など) ◎納付書 ^(※6)

※5：「介護保険料額納入通知書」に同封されています。
※6：申し込みから口座開始までの分や残高不足などで引き落としができなかった分は、納付書で納めてください。

◆平成28年1月2日以降に宇治市に転入した場合

転入前の住所地からの住民税課税状況等(平成27年1～12月)の回答にもとづき、平成28年度介護保険料を算定します。なお、回答の時期が6月中旬に送付する「介護保険料額納入通知書」に間に合わない人は、次の内容で算定します。

- 簡易申告書の提出がある人・・・簡易申告書に記入の収入金額で算定
- 簡易申告書の提出がない人・・・第5段階(基準額)で算定

なお、回答にもとづき介護保険料額が変更になる人へは、7月以降に変更後の通知書を改めて送付します。

●前年収入の合計

世帯人数 ^{※7}	前年収入の合計
1人世帯	94万円以内
2人世帯	144万円以内
3人世帯	194万円以内

※7：世帯人数が1人増えるごとに50万円を加算

その他にも、次の要件についても申請により介護保険料が減額される場合があります。電話などで介護保険課へ事前にご相談ください。

- 震災・風水害・火災等により、家屋等に著しい損害を受けたとき
- 主たる生計維持者の死亡や失業等により、世帯の収入が激減したとき
- 刑事施設等に拘禁されたとき

平成28年度の制度改正について

1 地域密着型通所介護が創設されました

地域密着型サービスとは

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスです。原則として、宇治市に住んでいる方が利用できます。

地域密着型サービス事業所は、地域に開かれた事業所とするため、地域関係者などを交えた運営推進会議などの開催、地域住民との交流や地域活動への参加を図っています。



地域密着型サービスの通所介護は次の2種類になります

●地域密着型通所介護【平成28年4月創設】

小規模な通所介護事業所(利用定員が18人以下)で、入浴・排せつ・食事などの介護、生活などについての相談・助言、健康状態の確認などの日常生活上の世話と機能訓練を日帰りで受けられます。要介護1～5の人が利用できます。

●認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)

在宅の認知症の人を対象に、入浴・排せつ・食事などの介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練などを日帰りで受けられます。認知症の症状の進行が緩和できるよう、認知症の特性に配慮したサービスを行います。要支援1・2、要介護1～5の人が利用できます。

平成28年4月からの変更点

通所介護事業所の一部が、都道府県が指定・監督する居宅サービスの「通所介護(デイサービス)」から、市町村が指定・監督する地域密着型サービスの「地域密着型通所介護」へ移行しました。



平成28年8月からの変更点

第2段階・第3段階は、本人の合計所得金額と公的年金等の年金収入額の合計額で判定します。これまで年金収入額に含まれる公的年金等は、課税の対象となる年金に限られていましたが、平成28年8月からは、非課税年金(遺族年金や障害年金)の収入額も含めて判定することとなります。

2 負担限度額認定の要件が追加されます

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特養)に入院・入所または短期入所(ショートステイ)している人に対し、食費・居住費(滞在費)の自己負担を軽減する負担限度額認定の制度があります。

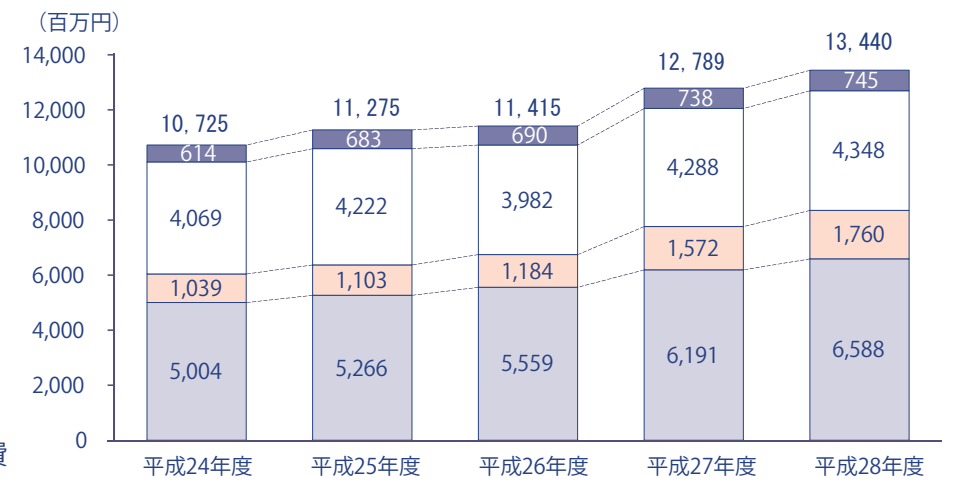
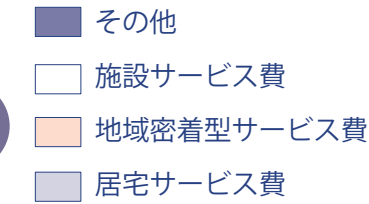
●対象となる人

生活保護の受給者か次の要件をすべて満たす人

1. 住民税非課税世帯
2. 同一世帯に属さない配偶者がいる場合、その配偶者が住民税非課税であること(配偶者には事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む)
3. 利用者とその配偶者が所有する現金、預貯金、合同運用信託、公募公社等運用信託及び有価証券その他これらに類する資産の合計額が1,000万円(夫婦は2,000万円)以下であること

保険給付費の推移

要介護・要支援認定者の増加や地域密着型サービス事業所の増加などの要因により、保険給付費は、年々増加しています。平成28年度は、約134億4000万円になると見込まれ、平成21年度の約1.25倍となります。



※平成24～26年度は決算額、平成27・28年度は予算額。

介護相談員にご相談ください

Q 介護相談員派遣事業とは？

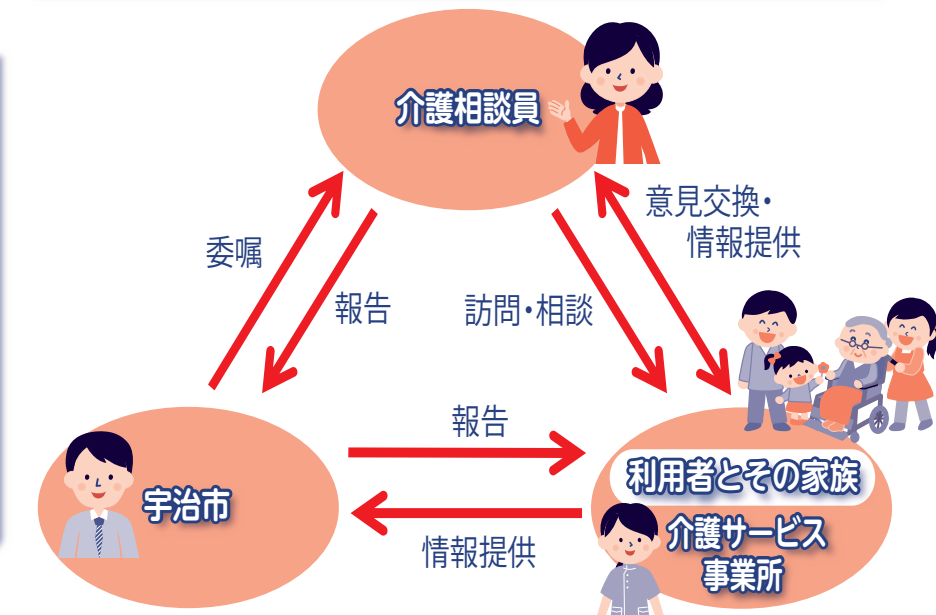
A 市から委嘱を受けた22名(平成28年6月1日現在)の介護相談員が、利用者やその家族の日常的な不安や不満、疑問をお聞きして、介護サービス事業所との橋渡しをしながら、不安などの解消や介護サービスの質の向上を図ることを目的とした事業です。

Q 介護相談員はどんな人なの？

A 保健・福祉・医療などについて理解があり、かつ熱意を持っていると市が認めた市民で、研修を受講して相談活動に必要な知識や技術を習得しています。活動に関する情報については守秘義務がありますので、お困りごとなどお気軽にご相談ください。

Q 具体的に何をしているの？

A 介護相談員は、受け入れを希望した介護サービス事業所〔介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特養)〕へ月1回訪問しています。利用者やその家族とお話しをして、スタッフと意見交換をしながら、介護サービスの質の向上を図ります。また、利用者などから聞いたこと、介護相談員が気づいたことなどの活動状況を市に報告します。市は、介護相談員からの報告をとりまとめ、介護サービス事業所へ報告書をお返ししています。



●負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	820円	490円	490円(320円)	0円	300円
第2段階	820円	490円	490円(420円)	370円	390円
第3段階	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担額は、()内の金額となります。